

GACETA OFICIAL

DE LA REPÚBLICA BOLIVARIANA DE VENEZUELA

AÑO CLI - MES VII

Caracas, miércoles 8 de mayo de 2024

Nº 6.806 Extraordinario

SUMARIO

ASAMBLEA NACIONAL
Ley de Protección de las Pensiones de Seguridad Social Frente al Bloqueo Imperialista.

ASAMBLEA NACIONAL

LA ASAMBLEA NACIONAL
DE LA REPÚBLICA BOLIVARIANA DE VENEZUELA

Decreta

la siguiente,

LEY DE PROTECCIÓN DE LAS PENSIONES DE SEGURIDAD SOCIAL
FRENTE AL BLOQUEO IMPERIALISTA

Carácter lesivo e irrita de las medidas coercitivas unilaterales

Artículo 3º. Las medidas coercitivas unilaterales y otras medidas restrictivas o punitivas dictadas o implementadas extraterritorialmente contra la República Bolivariana de Venezuela y su población constituyen una violación del derecho a una pensión de seguridad social que permita vivir con dignidad y cubrir para sí y su familia las necesidades básicas materiales, sociales e intelectuales.

Se declara írrita y antijurídica toda medida coercitiva unilateral y cualquier otra medida restrictiva o punitiva, dictada o implementada extraterritorialmente contra la República Bolivariana de Venezuela y su población.

Principios

Artículo 4º. Esta Ley se rige por los principios de defensa y desarrollo de la persona, respeto a la dignidad, transparencia, participación popular, productividad, justicia social, solidaridad, igualdad, responsabilidad social, igualdad, equidad, contribución, armonización, amistad, no retroactividad u

(写真) 官報 “マドゥロ政権 年金の一部を企業が負担することを義務化する法律を公布”

年金負担特別法

株式会社ベネインベストメント
松浦 健太郎

5 月1日の「メーデー (労働の日)」にマドゥロ大統領は、最低包括収入を月額130ドルに引き上げた ([「ベネズエラ・トゥデイ No. 1058」](#))。

また、マドゥロ大統領は、年金受給者の支給額を引き上げる必要性を説き、企業が年金の一部を負担すべきと主張。国会に年金負担特別法を提案し、5月10日に同法律が公開された。

本稿では、官報で公布された同法律を確認し、現時点で分かっている点、分かっている点を確認したい。

現在の年金では年金受給者の生活困難

ベネズエラの年金制度は、男性の場合は60歳、女性の場合は55歳から年金を受け取ることが出来る。

ただし、原則として当該者が社会保険料を750週(約14年半に相当)以上納めていることが条件となる。

支給額は基本的に最低賃金と同額。現在の最低賃金である月額130ボリバル(約3.3ドル)を受け取っている。ただし、これに加えてマドゥロ政権は「経済戦争補助」という名目で補助金を給付しており、5月時点の支給額は32.5ドル(相当のボリバル)となっている。

つまり、年金受給者は、最低賃金の130ボリバル + 経済戦争補助の32.5ドルの約35.8ドル (相当のボリバル) を毎月受け取っていることになる。

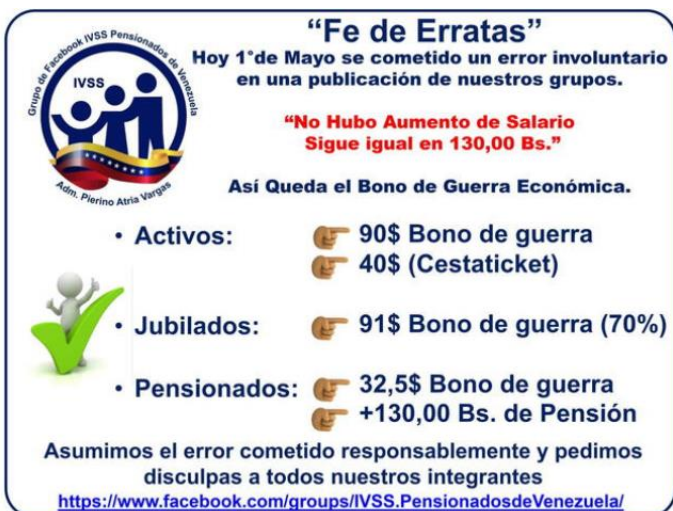
これが「Pensionados」というステータスの場合の受取額である。

また「Pensionados」以外に「Jubilados」というステータスがあり、Jubiladosは「公務員として25年勤務して退職した者」を指す。

JubiladosはPensionadosよりも支給額が多く、「経済戦争補助」として月額91ドル(相当のボリバル)が支給される。

なお、現役の公務員(Activos)は、「経済戦争補助」が月額90ドル、法定福利の「食料補助」が月額40ドル支給の計130ドル((相当のボリバル)に加えて、給料が支払われることになる。

以下は「社会保険庁(IVSS)」が公表した「Activos」「Jubilados」「Pensionados」への24年5月の支給額の説明である。



“Fe de Erratas”
 Hoy 1° de Mayo se cometido un error involuntario en una publicación de nuestros grupos.
“No Hubo Aumento de Salario Sigue igual en 130,00 Bs.”
 Así Queda el Bono de Guerra Económica.

- **Activos:** 90\$ Bono de guerra
40\$ (Cestaticket)
- **Jubilados:** 91\$ Bono de guerra (70%)
- **Pensionados:** 32,5\$ Bono de guerra
+130,00 Bs. de Pensión

Asumimos el error cometido responsablemente y pedimos disculpas a todos nuestros integrantes
<https://www.facebook.com/groups/IVSS.PensionadosdeVenezuela/>

(写真) 社会保険庁(IVSS)

「Pensionado」「Jubilados」の支給額では最低限の生活をすることも困難だが、マドゥロ政権には年金を増額する資金的な余裕は無い。

以前であれば、ボリバル通貨を乱発し、年金生活者への支給額を増やしていたかもしれないが、通貨の乱発がインフレを加速させることを考慮し、そのような政策は控えている。

この不足分を企業側に負担させるというのが「帝国主義の封鎖から社会保障年金を守るための法律(通称、年金負担特別法)」の趣旨である。

年金負担特別法 官報訳

以下は、同法律を日本語に訳したものになる。
 なお、この法律の重要と思われる部分は、下線を引いてあるので参考にされたい。

2024年5月8日

特別官報第6, 806号

帝国主義の封鎖から社会保障年金を守るための法律

第一章：一般条項

(目的)

第1条 この法律の目的は、我が国に対する一方的な懲罰行為により受けるネガティブな影響から年金受給者を保護するため、参加型で且つ透明性の高いメカニズムを構築することを目的としている。

(狙い)

第2条 この法律は以下を狙いとしている。

1. 一方的な懲罰行為により、ベネズエラ国民の社会保障年金が受ける悪影響を緩和すること。
2. 社会年金生活者が自身とその家族が尊厳をもって生活することが出来る収入を設定し、改善すること。
3. 労働により生じる富の均衡ある分配を促進し、物質的・精神的に国民を充足させること。
4. 調和のとれた経済発展と国民の生活の質向上、国家の経済主権を確立すること。

(一方的懲罰行為の有害且つ違法な性質)

第3条 ベネズエラに対する域外からの一方的な懲罰行為、および類似の制限行為は、ベネズエラ国民が適正な年金を受ける侵害となる。

ベネズエラおよびベネズエラ国民に対して、外国が行うあらゆる懲罰行為は、違法行為であることを宣言する。

(原則)

第4条 この法律は「没収不能」「不可逆的」「均衡」「進歩的」「透明」「尊重」「国民参加型」「生産性」「社会正義」「連帯」「人間開発」「保護」の概念を原則としている。

(公共政策と解釈の原則)

第5条 本法の規定は公共政策である。その解釈に疑義がある場合は、ベネズエラ国民の社会保障年金保護の原則から保護対象者に最も有利な解釈が適用される。

第二章：年金保護のための特別拠出金

(特別拠出金)

第6条 この法律は、ベネズエラ国内で経済活動を行う私的な性質を持つ法人およびその他団体を対象に、ベネズエラの年金生活者の保護を目的とした特別拠出金の支払いを求める。

これは我が国に対する一方的な懲罰行為から年金生活者を保護するためのものである。

(拠出額)

第7条 この法律で定める特別拠出法の拠出額は、拠出納税者が雇用する労働者の「給料」および給料的な性質を持たない「ボーナス」を合算した総額の最大15%とする。

いかなる場合も、計算ベースは行政が定める最低包括収入を下回ることはできない。

大統領は、この法律で定める限度内で、経済活動の種類に応じて、拠出負担のパーセンテージを毎年定めることとする。

(免税措置)

第8条 大統領は、国内経済の発展、外国投資の促進のために、特定の団体あるいは業種に対して、この法律で定める拠出金の全額あるいは一部を免除することが出来る。

(資金徴収)

第9条 この法律で定める特別拠出金は、申告で毎月払いとする。この拠出金の徴収および適切な運用の監視は「徴税局 (SENIAT)」の管轄とする。

この拠出金の申告と支払いの手段や条件は徴税当局の政令公布をもって定めることとする。

(損金算入)

第10条 特別拠出金は、決算の計算上、経費として控除することができる。

(社会保護拠出からの独立)

第11条 この法律で定める拠出金は、雇用主がベネズエラ社会保険庁 (IVSS) に拠出しなければならない拠出金とは独立している。

(遅延利息)

第12条 この法律で定める拠出金を定められた期間内に支払わなかった場合、SENIATの事前の要請を必要とすることなく、租税組織法に準じた方法で遅延利息を支払う義務を負う。

(罰則)

第13条 この法律で定める拠出金の申告を怠った、あるいは税務当局が定める期間内に申告を行わなかった法人及び類似する団体 (登記されているかどうかを問わない) は、ベネズエラ中央銀行が公表する最も価値が高い通貨の公定為替レートの1000倍の罰金を支払う義務を負う。

また、特別拠出金の申告漏れや申告遅延、犯罪行為は、租税組織法の定めに従って制裁される。

(罰則権限)

第14条 SENIATは、租税組織法に従い、特別拠出金の確認・検査・決定手続きを担う権限を有する。

第三章 最終規定

この法律の発効は、ベネズエラ・ボリバル共和国官報への掲載、すなわち2024年5月8日からとする。

負担率・拠出方法など詳細は未定

報道で指摘されていた通り、拠出額の計算ベースは「基本給」+「ボーナス」。マドゥロ政権の定める最低包括収入 (つまり、現在は130ドル) を下回ってはいけない。

また、支払い計算は「基本給」+「ボーナス」の最大15%だが、業種などにより適用されるパーセンテージが異なる可能性があり、詳細はまだ決まっていない。

この特別拠出金は、決算時に経費として計上することが出来る。

支払い頻度は各月。企業による申告制だが、支払い方法は徴税当局「SENIAT」が別途定めるとしており、現時点では申告・支払方法は決まっていない。

軽度の支払い遅延であれば延滞利息が課されるだけで済むようだが、申告自体を怠った場合、あるいは深刻な支払い遅延が起きた場合、「1000倍の罰金を支払う義務を負う」と定められている。

何の1000倍なのかはこの法律では明記されておらず、現地会計専門家に確認する必要があるだろう。

経済界 過度な負担を警戒

経済界は思いの外、素直に特別拠出金の負担を受け入れているが、負担割合については配慮を求めている。

「Fedecamaras」は、年金拠出金について与党国会に提案を実施。年金生活者への負担の必要性を認識すると同時に、以下のような提案を行っている。

1. 負担割合6%超に反対。
負担割合が6%を超える場合、民間企業が持続可能な状況ではなくなり、既存の労働者への賃金上昇も困難になると主張した。
2. 計算ベースの上限設定。
特別拠出金の計算ベースの最低額を最低包括収入(130ドル)と定めたように、計算ベースの上限も定めるよう要請。最低包括収入の3倍(つまり390ドル)を上限にするよう求めた。
3. 一部産業は適用除外。
「食品分野」など優先産業に属する企業については特例措置を講じるよう求めている。
4. 企業年金採用企業の適用除外を要請。
個別に企業年金制度を採用している企業については、同制度の継続性を保証するために特例的に支払いの対象外にするよう要請した。

なお、「Fedeindustria」のオーランド・カマチョ代表は、「6月から支払いが始まるだろう」との見解を示しており、そこまで遠くない時期に同法令の施行が始まりそうだ。

以上